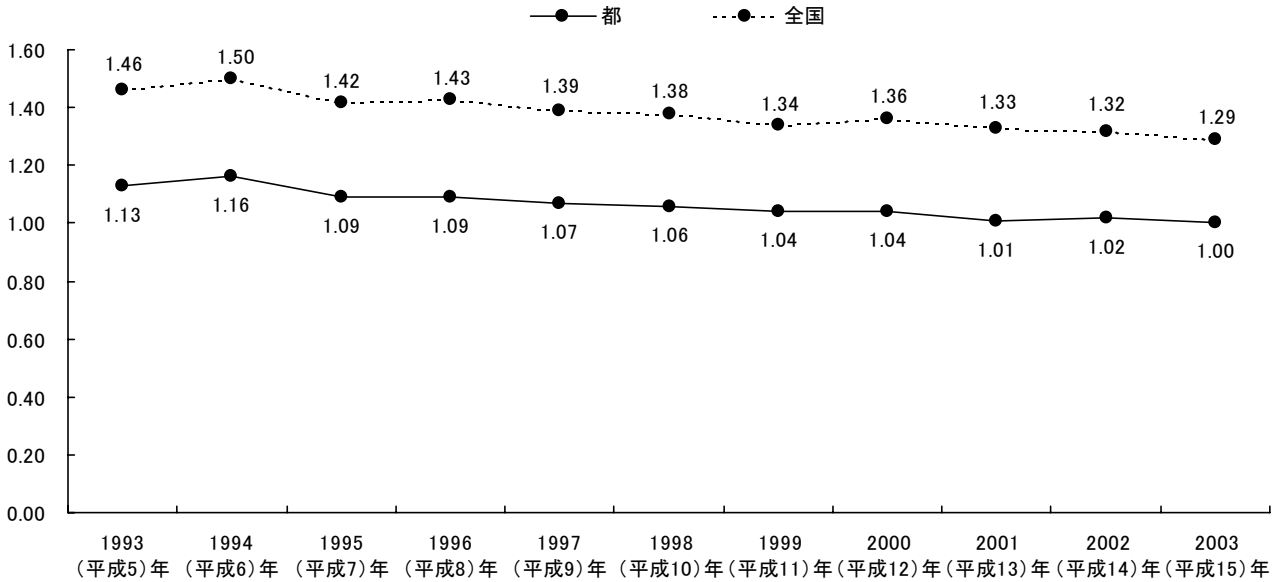


### 3 家庭との両立支援

#### (1) 子育てに対する支援

平成15年の東京都の合計特殊出生率（女性が一生に産む子どもの数）は1.00と全国の1.29よりも低く、どちらも依然として現状の人口を維持するのに必要とされている2.08を大きく下回っている。

図表 - 3 - 1 合計特殊出生率（都・全国）



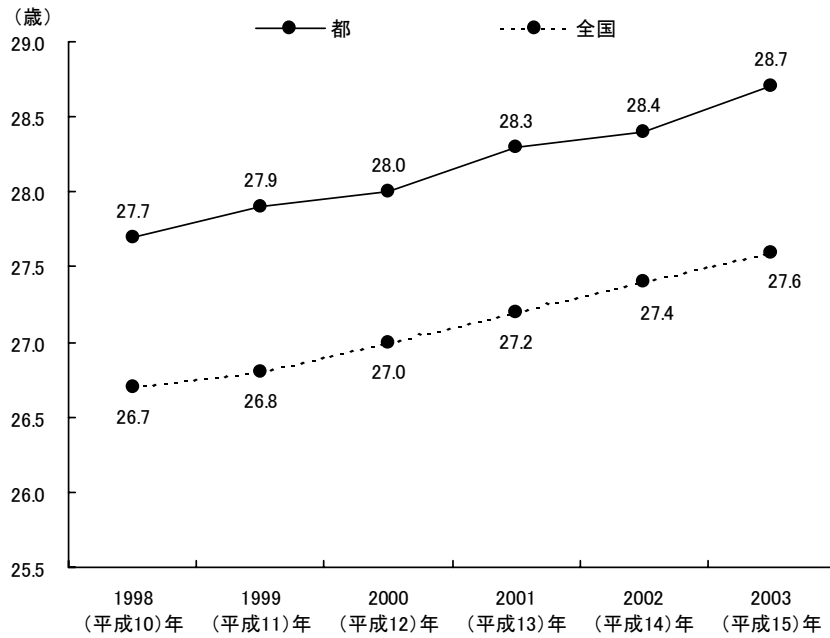
注1：合計特殊出生率とは15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの

注2：都の合計特殊出生率は、総務局統計部「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）及び母の年齢別出生数をもとに福祉保健局が算出

資料：東京都福祉保健局「人口動態統計年報」  
厚生労働省「人口動態統計調査」

平均初婚年齢は東京都・全国ともに上昇傾向にある。都は男女ともに全国を上回っており、平成15年は女性が28.7歳、男性が30.7歳となっている。

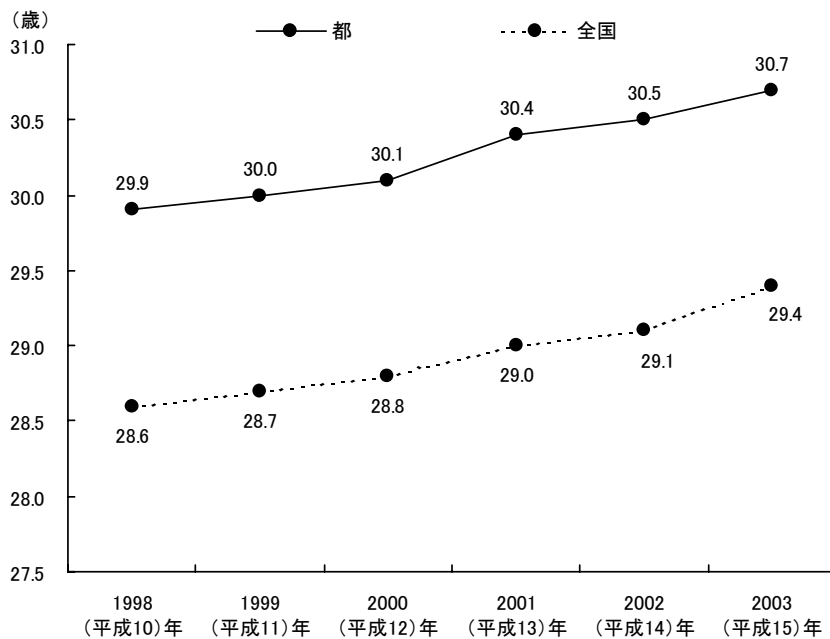
図表 - 3 - 2 女性の平均初婚年齢の推移（都・全国）



資料：東京都福祉保健局「人口動態統計年報」

厚生労働省「人口動態統計調査」

図表 - 3 - 3 男性の平均初婚年齢の推移（都・全国）

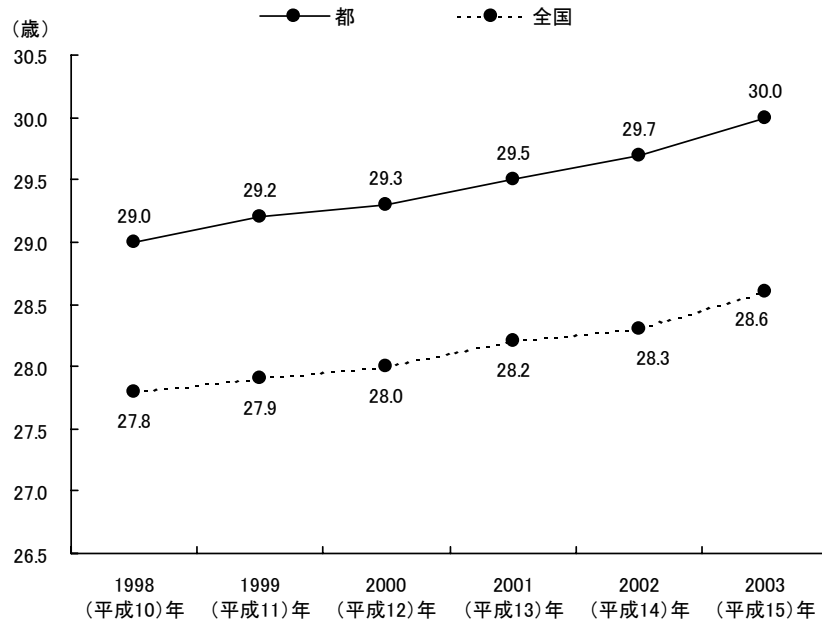


資料：東京都福祉保健局「人口動態統計年報」

厚生労働省「人口動態統計調査」

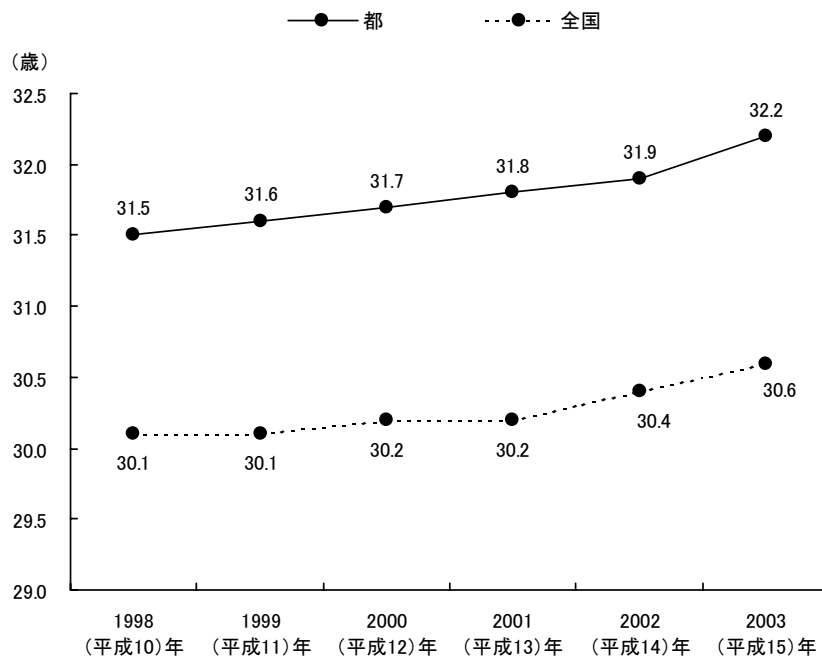
母親及び父親の第1子誕生平均年齢は東京都、全国ともに上昇傾向にあり、都は全国を上回っている。

図表 - 3 - 4 母親の第1子誕生平均年齢の推移（都・全国）



資料：東京都福祉保健局「人口動態統計年報」  
厚生労働省「人口動態統計調査」

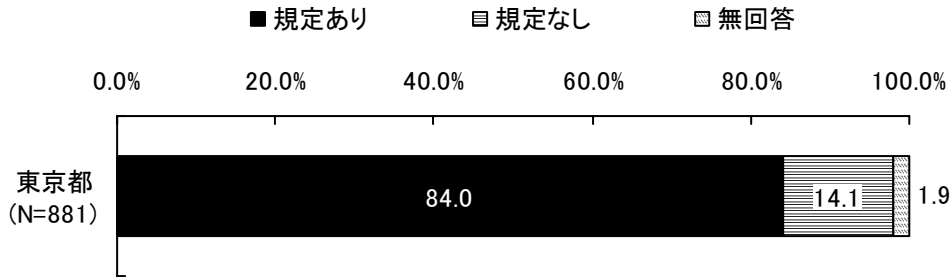
図表 - 3 - 5 父親の第1子誕生平均年齢の推移（都・全国）



資料：東京都福祉保健局「人口動態統計年報」  
厚生労働省「人口動態統計調査」

平成 15 年度において育児休業制度の規定がある事業所は 84.0%と大多数を占めている。

図表 - 3 - 6 育児休業制度の規定の有無（都）

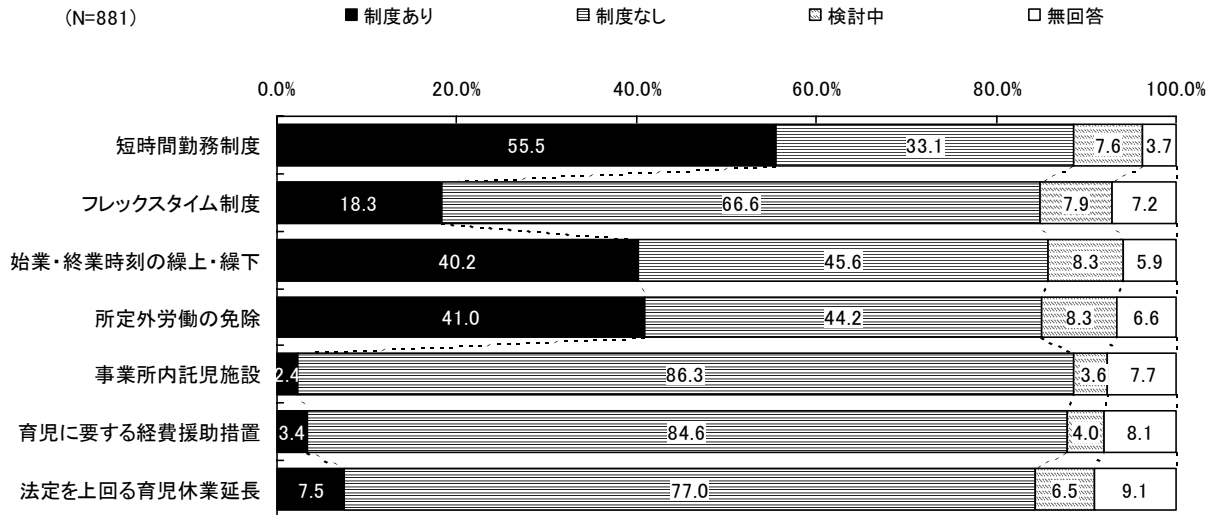


注：対象は 30 人以上の事業所

資料：東京都産業労働局「平成 15 年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告」2004（平成 16）年 3 月

育児を支援する制度の中で最も整備されているのは「短時間勤務制度」で、55.5%と過半数を占めている。次いで「所定外労働の免除」が 41.0%、「始業・終業時刻の繰上・繰下」が 40.2%となっている。

図表 - 3 - 7 育児を支援する制度の有無（都）

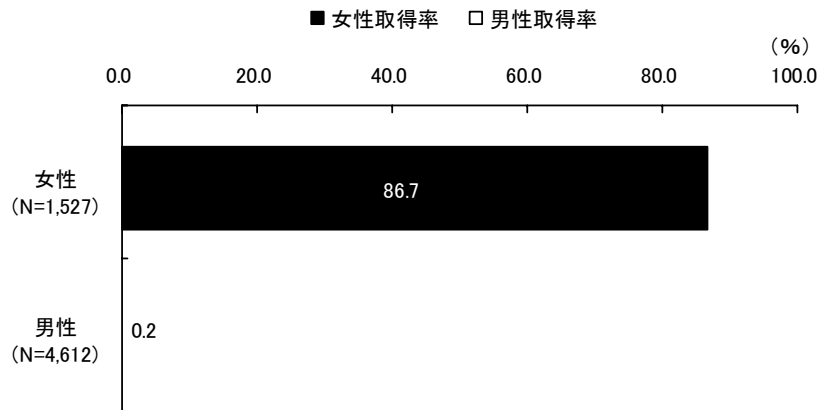


注：対象は 30 人以上の事業所

資料：東京都産業労働局「平成 15 年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告」2004（平成 16）年 3 月

東京都の育児休業取得率は女性の方が圧倒的に多く、女性の取得率は86.7%である。

図表 - 3 - 8 男女別育児休業取得率（都）



取得率 =  $\frac{\text{平成 15 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（育児休業開始予定の申出者数を含む）}}{\text{出産者数（男性は配偶者が出産した場合）平成 14 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日}}$

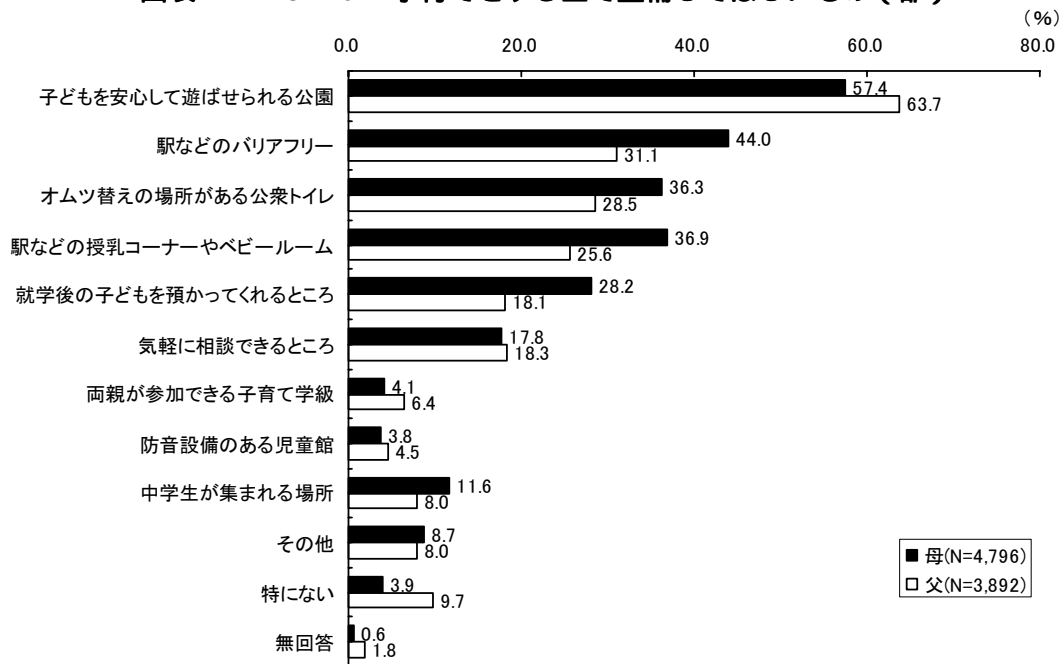
注 1：対象は 30 人以上の事業所

注 2：回答数（N）は出産者数（男性は配偶者が出産）

資料：東京都産業労働局「平成 15 年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告」2004（平成 16）年 3 月

子育てをする上で整備してほしいものは、母親・父親ともに「子どもを安心して遊ばせられる公園」に対する要望が最も多い。また、「子どもを安心して遊ばせられる公園」は父親の方が高いものの、「駅などのバリアフリー」「オムツ替えの場所がある公衆トイレ」「駅などの授乳コーナーやベビールーム」「就学後の子どもを預かってくれるところ」などでは母親の方が高くなっている。

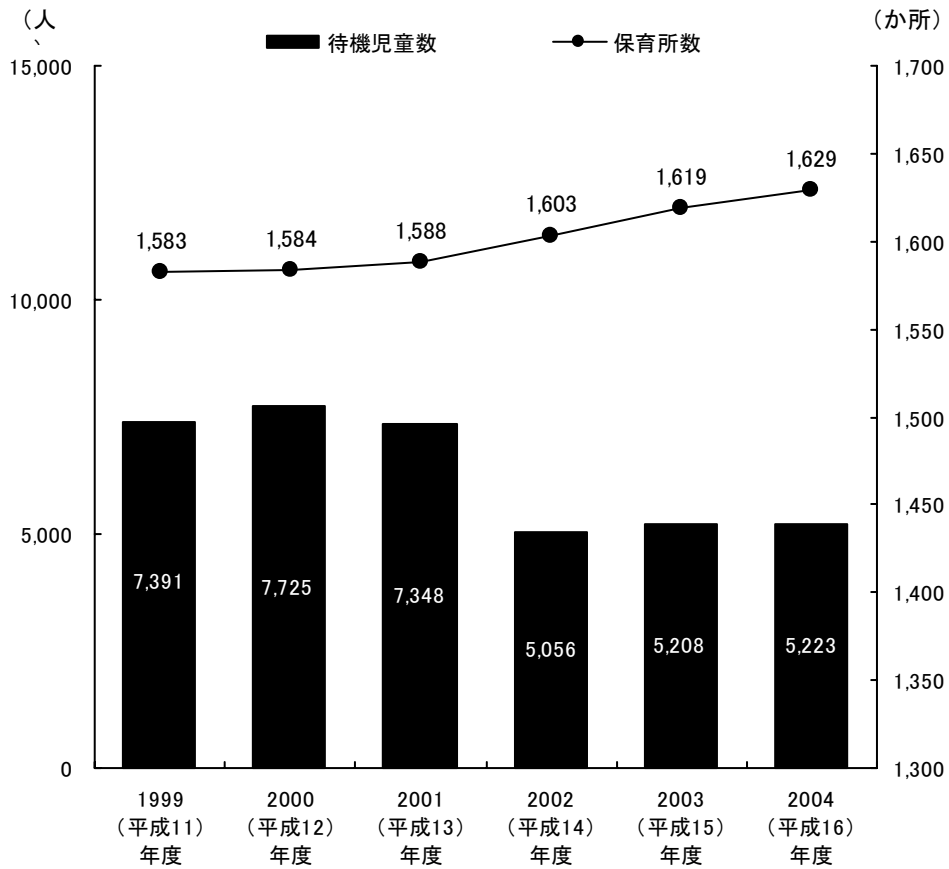
図表 - 3 - 9 子育てをする上で整備してほしいもの（都）



資料：東京都福祉保健局「平成 14 年度東京都社会福祉基礎調査」2003（平成 15）年 12 月

認可保育所数は年々増加しており、平成 16 年 4 月 1 日現在 1,629 か所となっている。平成 16 年度の待機児童数は 5,223 人となっており、大きな変化はみられない。

図表 - 3 - 10 保育所数と待機児童数の推移（都）



注 1：2002（平成 14）年度から保育室（認可を得られていない小規模の保育園）や保育ママ（家庭福祉員）等で保育されている児童などは、待機児童に含めないようになった

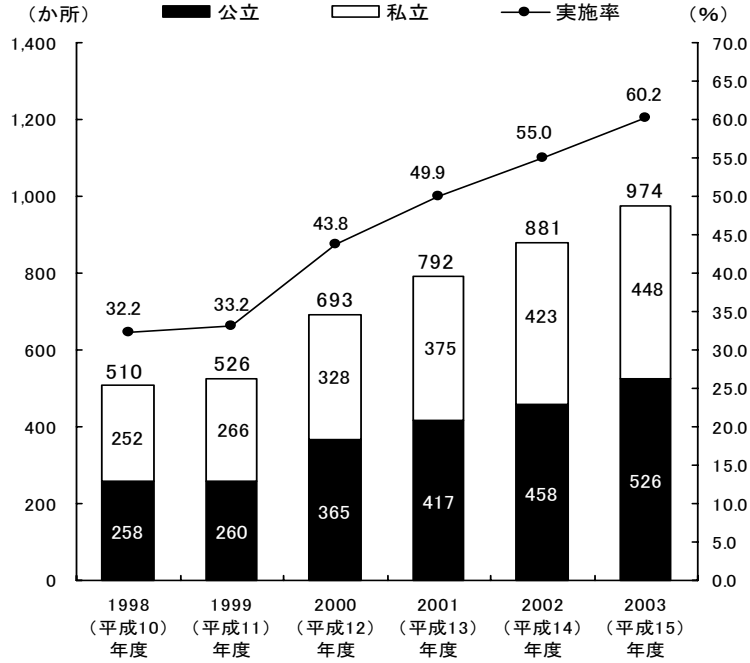
注 2：保育所数は休止中の施設を除く

注 3：各年度 4 月 1 日現在

資料：東京都福祉保健局「保育事業関係資料 概況」

延長保育の実施率は年々上昇する傾向にあり、平成 15 年度は公立と私立あわせて 974 か所で実施しており、実施率が 60.2%となっている。

図表 - 3 - 1 1 延長保育の実施状況（都）

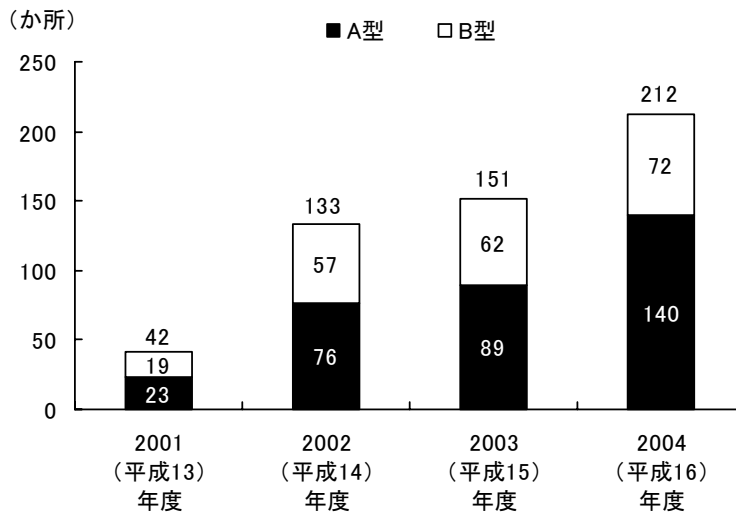


注 1：各年度 4 月 1 日現在

資料：東京都福祉保健局「保育事業関係資料 概況」

認証保育所は年々増加しており、平成 16 年 4 月 1 日現在で 212 か所となっている。

図表 - 3 - 1 2 認証保育所の状況（都）



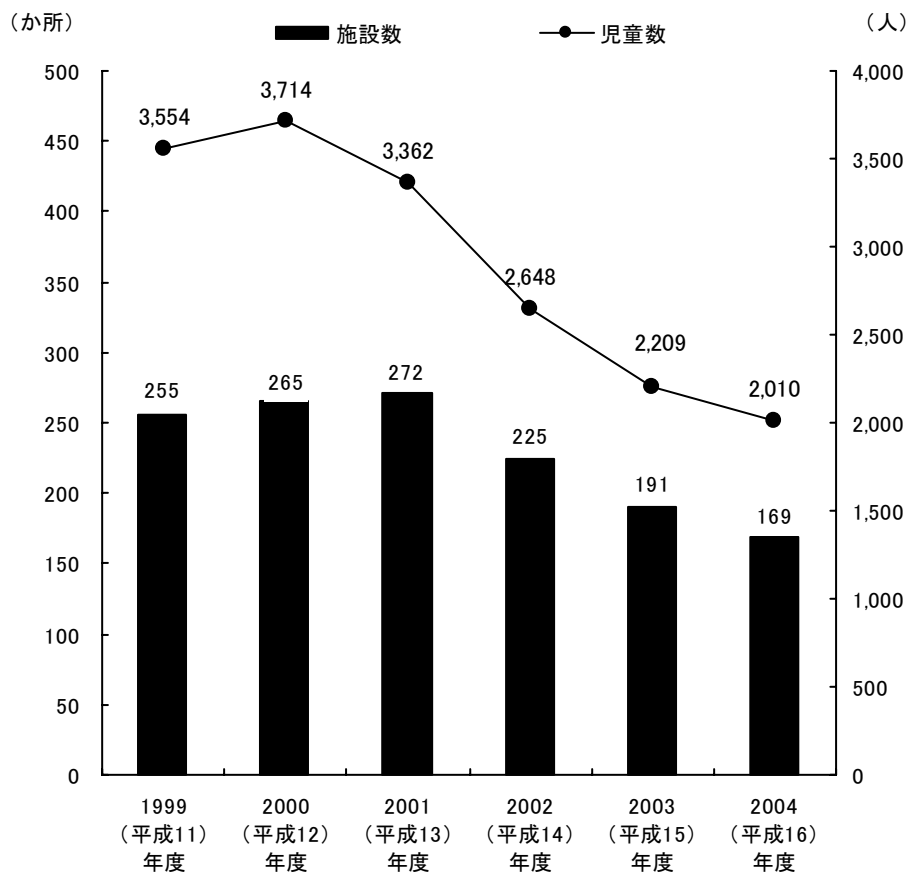
注 1：各年度 4 月 1 日現在

注 2：認証保育所は増大する保育ニーズに応え、東京都が独自の基準により認証するもので、主に駅前に設置される A 型と、小規模で家庭的な保育を行う B 型がある。

資料：東京都福祉保健局「保育事業関係資料 概況」

平成 16 年度は保育室が 169 か所、児童数が 2,010 人となっている。平成 14 年度以降は保育室の一部が認証保育所へ移行したため、減少している。

図表 - 3 - 13 保育室の施設数と児童数の推移（都）



注 1 : 各年度 6 月 1 日現在

注 2 : 定員が 6 人以上 30 人未満の小規模な保育施設

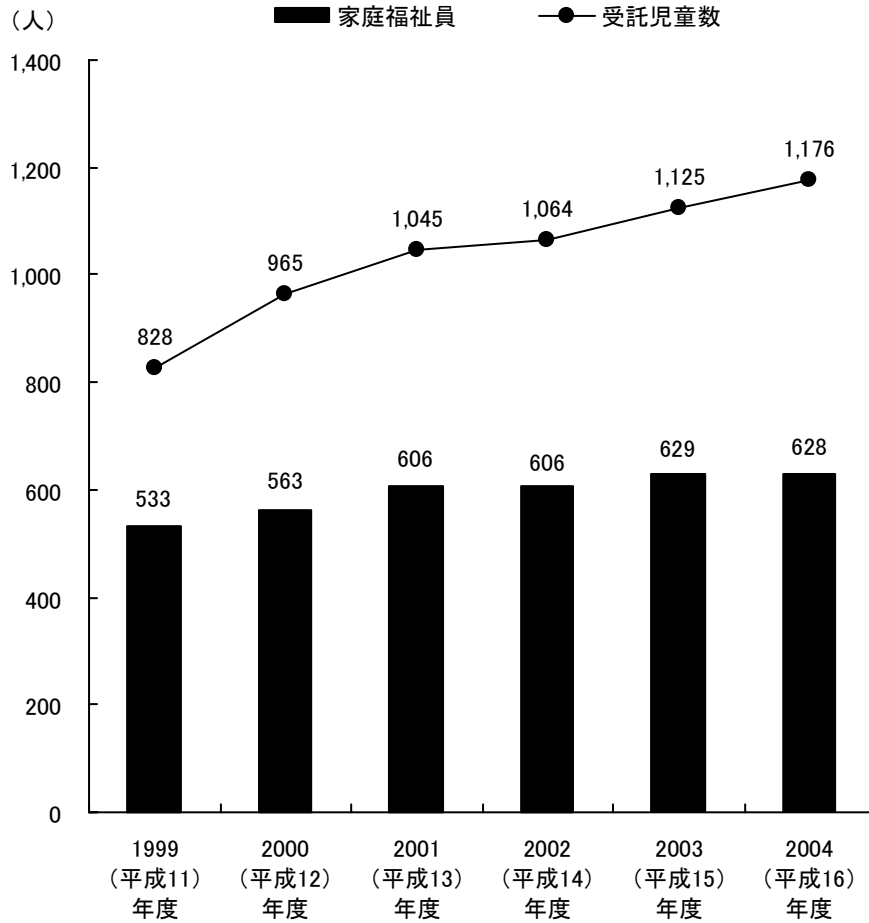
注 3 : 保育室の一部は平成 14 年度から認証保育所へ移行

資料 : 東京都福祉保健局「保育事業関係資料 概況」



平成 16 年度の家庭福祉員は 628 人とほぼ前年度並だが、受託児童数は 51 人増えて 1,176 人となっている。

図表 - 3 - 1 4 家庭福祉員の状況（都）



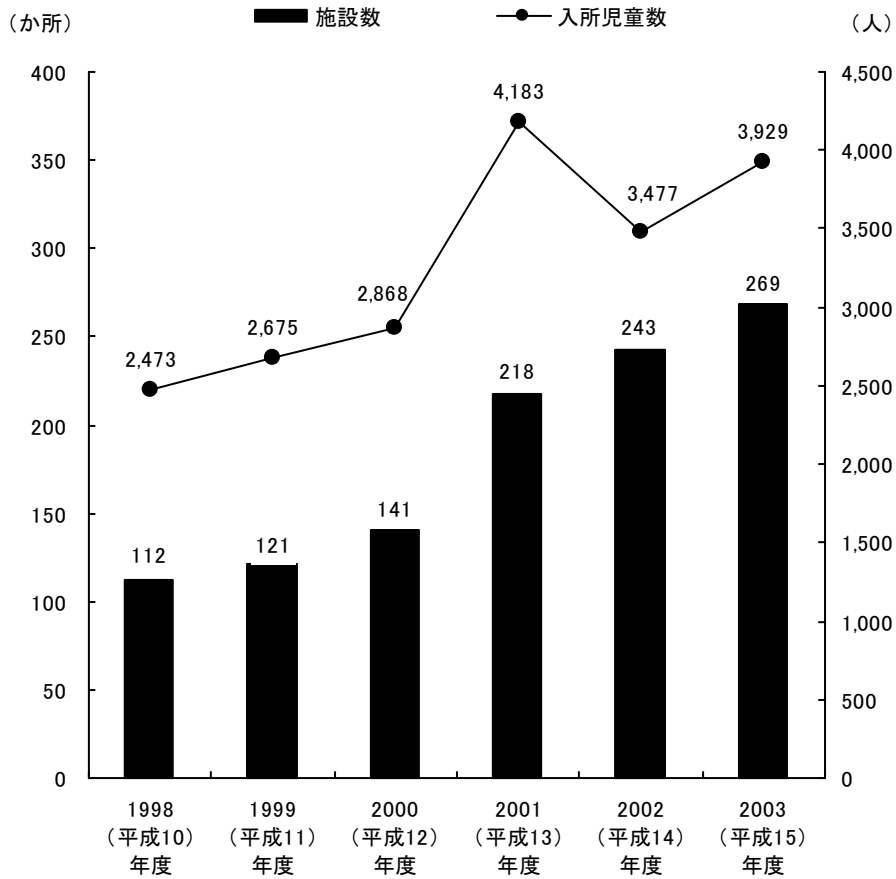
注 1：各年度 6 月 1 日現在

注 2：家庭福祉員は保育士等の資格を持つ人が、自宅を保育施設として、3 歳未満の乳幼児 3 人以内を保育する制度

資料：東京都福祉保健局「保育事業関係資料 概況」

平成 15 年度のベビーホテルは 269 か所、入所児童が 3,929 人で、ともに増加傾向にある。

図表 - 3 - 15 ベビーホテル数と入所児童数の推移（都）

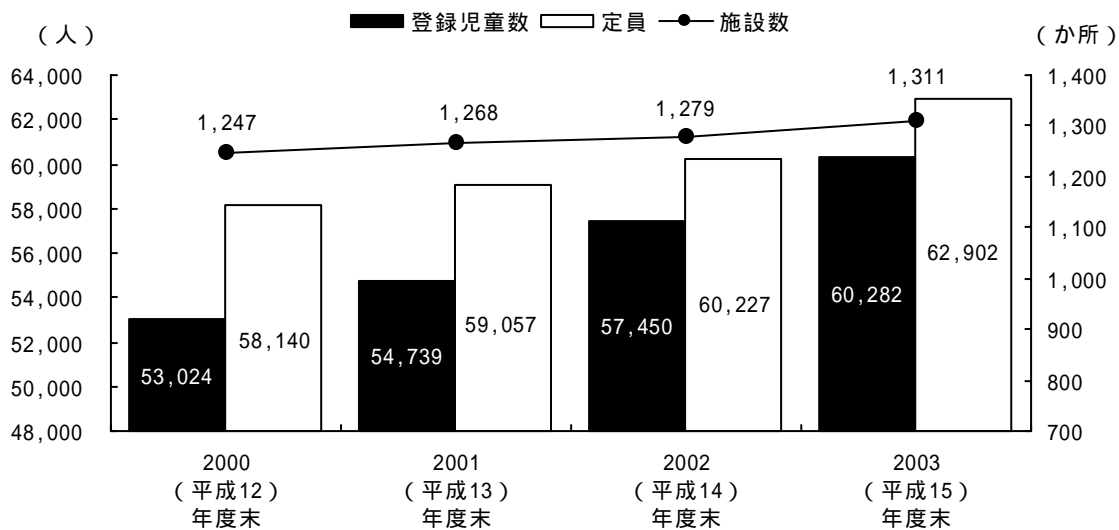


注：ベビーホテルとは、認可外保育施設のうち、午後7時以降の保育を行っているもの、宿泊を伴う保育を行っているもの、時間単位の保育を行っているもののいずれかに該当するもので、他の分類に含まれないものをいう。

資料：東京都福祉保健局調べ

学童クラブ数及び定員数の増加に伴い、登録児童数も年々増える傾向にあり、平成 15 年度末は学童クラブが 1,311 か所あり、定員 62,902 人に対し登録児童数が 60,282 人となっている。

図表 - 3 - 16 学童クラブ・定員・登録児童数の推移（都）

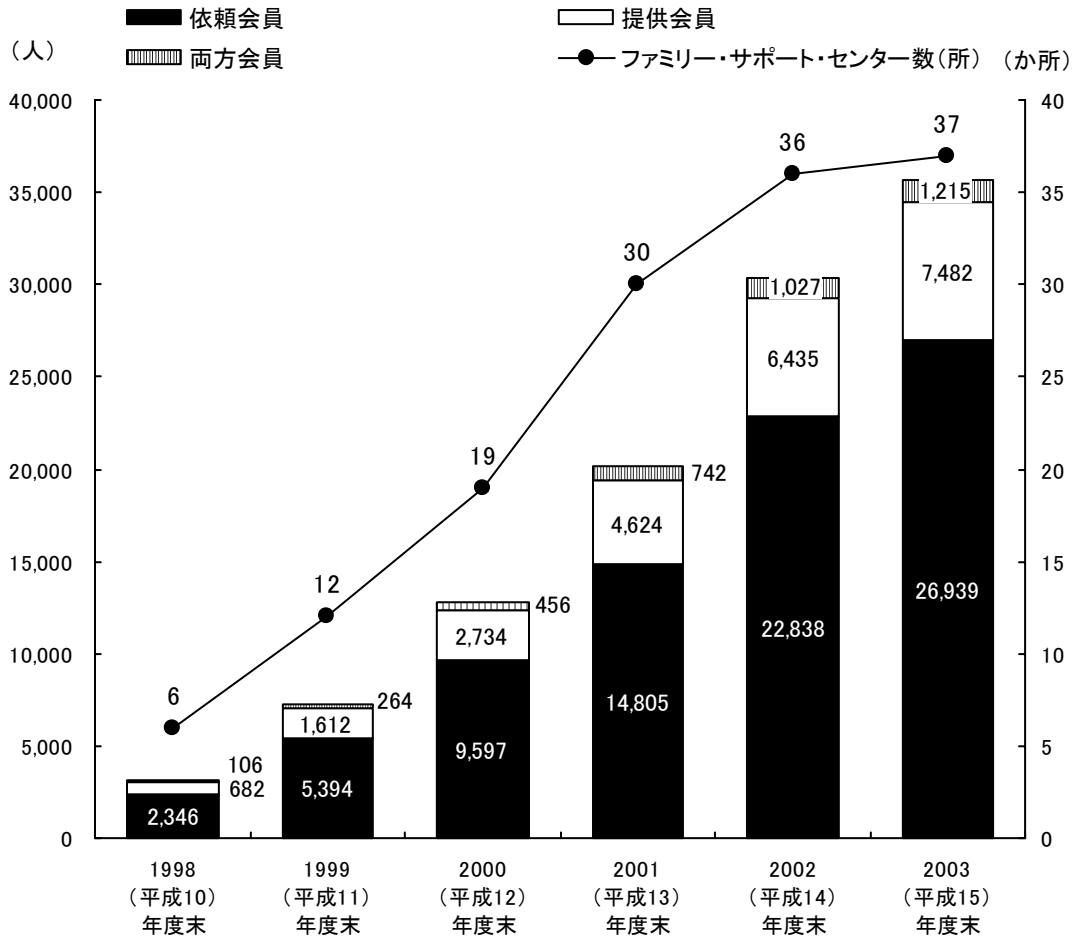


注：学童クラブは、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生を授業終了後に預かる事業

資料：東京都福祉保健局調べ

平成 15 年度末のファミリー・サポート・センターは 37 か所あり、会員数は 35,636 人である。

図表 - 3 - 17 ファミリー・サポート・センターの状況(都)



注1：会員数は依頼会員、提供会員、両方会員の合計

注2：ファミリー・サポート・センターは、育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において相互援助活動を行うことを支援する会員組織。

資料：東京都産業労働局調べ